

大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
1	制度の趣旨を教えてください。	国の支援の対象外となる特別高圧で電力供給を受ける施設において、契約者やテナント事業者の中でも高額な料金を負担している中小企業を支援するため、電気料金の一部を補助するものです。	制度概要	8/2（水）
2	「特別高圧」とは何ですか。	「特別高圧」とは、電圧の種別において、7,000ボルトを超えるものを言います。小売電気事業者との電気の小売供給契約においては、一般的に標準電圧20,000ボルト以上の契約のことを言います。主に大規模工場や高層ビル、大規模小売施設等が特別高圧で受電しています。	制度概要	8/2（水）
3	「小売電気事業者」とは何ですか。	電気の小売供給（一般の需要に応じ電気を供給すること）を行う事業を営むことについて、経済産業大臣の登録を受けた者のことを言います。	制度概要	8/2（水）
4	支給要件を教えてください。	支給要件として、 中小企業者（みなし大企業除く）であること、 受電契約者又はテナント事業者であること、 令和5年4月～9月で月間電力使用量が35,000kWhを超える月があること等があります。 その他に支給対象外となる要件もありますので詳細は募集要項をご確認ください。	制度概要	8/2（水）
5	対象期間を教えてください。	令和5年4月～9月までです。 なお、本支援金では、電力の使用期間が1日（ついたち）を含む月の請求書に記載の電力使用量を当該月の月間電力使用量として取り扱います。 例えば、電力使用期間が3/15～4/14の電気料金請求書の場合は、4/1を含むため、4月の電力使用量として取り扱います。	制度概要	8/2（水）
6	支給単価を教えてください。	令和5年4月～9月の月間電力使用量に対して、 4月～8月は1kWhあたり3.5円、 9月は1kWhあたり1.8円を乗じ、 消費税及び地方消費税相当額を割り戻した金額を支給します。	制度概要	8/2（水）

大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
7	支援対象を特別高圧での受電する施設に限定しているのはなぜですか。 (低圧・高圧に対する支援はないのですか。)	特別高圧以外の高圧・低圧に対しては、国(資源エネルギー庁)において、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が実施されており、小売電気事業者を通じて、電気料金の負担が軽減されています。 特別高圧は「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象外であるため、国からの依頼を踏まえ、大阪府において、支援を行うものです。	制度概要	8/2 (水)
8	国(資源エネルギー庁)による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について、教えてください。	支援期間は令和5年1月～9月で 低圧契約は1月～8月は1kWhあたり7円、9月は1kWhあたり3.5円、 高圧契約は1月～8月は1kWhあたり3.5円、9月は1kWhあたり1.8円の支援を行っています。 詳細はURLをご確認の上、資源エネルギー庁にお問い合わせください。 【URL】 https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/	制度概要	8/2 (水)
9	令和5年10月以降を対象とした支援を実施する予定はありますか。	現時点では予定はありません。	制度概要	8/2 (水)
10	「テナント事業者」も支援対象になりますか。	支給要件を満たしていれば、支援対象になります。	制度概要	8/2 (水)
11	申請の区分について、「施設運営事業者」と「テナント事業者」でそれぞれなにが異なりますか。	最も大きな違いとしては、 「施設運営事業者」は取引用電気計器(親メーター)で計測された電力使用量を基に支援金を算定し、 「テナント事業者」は証明用電気計器(子メーター)で計測された電力使用量を基に支援金を算定します。 なお、ひとつの施設で「施設運営事業者」「テナント事業者」の両者が申請する場合には、「施設運営事業者」は「テナント事業者」が申請する電力使用量を差し引いて申請することとしています。	制度概要	8/2 (水)
12	本店所在地は大阪府外ですが、特別高圧で受電する施設は大阪府内にある場合、支援対象になりますか。	支援対象になります。	対象要件	8/2 (水)
13	本店所在地は大阪府内ですが、特別高圧で受電する施設は大阪府外にある場合、支援対象になりますか。	支援対象になりません。	対象要件	8/2 (水)

大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
14	支給対象外要件に「申請施設の建築物の床面積から共用面積を引いた面積のうち、他者専用面積の占める割合が80%以上となる者」という要件に該当した場合には、申請することはできませんか。	「施設運営事業者」として申請することはできませんが、募集要項P4.2(1)以外の対象外要件には該当せず、募集要項P3.1をすべて満たしていれば、「テナント事業者」として申請することが可能です。	対象要件	8/2（水）
15	テナント事業者として、特別高圧で受電する施設に入居していますが、施設運営者からは面積按分によって光熱水費を請求されています。支援対象になりますか。	テナント事業者は、証明用電気計器(子メーター)により計測された電力使用量を算定に用いることとしているため、証明用電気計器(子メーター)で電力使用量を計測していなければ支援対象外になります。	対象要件	8/2（水）
16	テナント事業者として、特別高圧で受電する施設に入居していますが、施設運営者からは月々定額で光熱水費を請求されています。支援対象になりますか。	テナント事業者は、証明用電気計器(子メーター)により計測された電力使用量を算定に用いることとしているため、証明用電気計器(子メーター)で電力使用量を計測していなければ支援対象外になります。	対象要件	8/2（水）
17	申請期間はいつからいつまでですか。	申請時期は以下のとおり、大きく2段階に分かれています。 申請者事前登録は8/28(月)～9/29(金)で 支援金申請は10/2(月)～11/30(木)です。 いずれも申請手続を行う必要がありますので、ご注意ください。	申請手続	8/2（水）
18	申請時期を2段階に分けているのはなぜですか。	支給要件をあらかじめ確認することで、審査業務の平準化を図り、できる限り、速やかに支援金を支給するためです。	申請手続	8/2（水）
19	申請手続はどのようにしたらよいですか。	申請フローは募集要項P8.1をご確認ください。 なお、8/28(月)に申請手続を行うための大阪府行政オンラインシステムを公開する予定です。	申請手続	8/2（水）
20	1つの敷地内で2つの独立した建築物が存在する場合、どのように申請すればよいですか。	電力契約単位で申請してください。 電力契約が一緒であれば、ひとつの申請施設として、電力契約が分かれているのであれば、それぞれを申請施設として手続を行ってください。	申請手続	8/2（水）
21	法人として設立間もないため、初めての確定申告を迎えておらず、法人事業概況説明書の写しが提出できません。提出書類はどうしたらよいですか。	「理由書」に法人事業概況説明書を提出できない理由と申請日から直近の月末時点の「常時使用する従業員の数」を記載の上、法人設立時に税務署に提出した「法人設立届出書」の写しを提出してください。	申請手続	8/2（水）

大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
22	個人事業者として創業間もないため、初めての確定申告を迎えておらず、所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写しが提出できません。提出書類はどうしたらよいですか。	「理由書」に所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写しを提出できない理由を記載の上、開業時に税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しを提出してください。	申請手続	8/2（水）
23	テナント事業者として、令和5年4月2日以降に特別高圧電力で受電する施設に入居しました。提出書類はなにが必要ですか。	「理由書」にテナント事業者として、令和5年4月2日以降に特別高圧電力で受電する施設に入居したことを記載の上、「特別高圧電力契約報告書(事前登録)」(別紙2)を提出してください。 なお、別紙2の提出にあたっては、「(2)申請施設において、テナント事業者が入居していることが確認できる書類」について、「令和5年4月1日以前」を「入居日(令和5年4月2日以降)」と読み替えて、当該内容を確認できる書類を提出してください。	申請手続	8/2（水）
24	テナント事業者でしたが、本支援金の対象期間内に特別高圧電力で受電する施設から退去しました。申請できますか。	令和5年4月から9月までに期間において、特別高圧電力で受電する施設に入居しており、かつ月間電力使用量が35,000kWhを超える月があれば申請できます。	申請手続	8/2（水）
25	支援金はどのような名義で振り込まれますか。	通帳等には、「フ、チュウショウキギョウシ オオサカフカイケイカンリシャ」と表示される予定です。	支援金支給	8/2（水）
26	補助金額に上限はありますか。	予算の範囲内で支援金の支給を行うため、申請額の合計が予算額を上回った場合には、満額支給とならない場合があります。	支援金支給	8/2（水）
27	特別高圧で受電する施設とは、どのような施設ですか。	大規模工場や超高層ビル、空港等の非常に多くの電力を使う施設が想定されます。	その他	8/2（水）
28	テナント事業者ですが、自分が入居している施設が特別高圧で受電しているかどうかはどのように確認すればよいでしょうか。	施設を管理している事業者等にお問い合わせください。	その他	8/2（水）

大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
29	特別高圧で受電する同一施設でひとつの事業者がテナントとして複数店舗を運営しています。ひとつの店舗では月間電力使用量が35,000kWhを超えませんが、複数店舗の合算であれば35,000kWhを超えます。申請できますか。	同一施設内で、各テナント区画がそれぞれ子メーターで電力使用量を計測していれば、同じメーターで計測していなくても、各テナント区画の電力使用量を合算して申請することが可能です。なお、異なる施設でテナントとして複数店舗を運営している場合には、電力使用量を合算することはできません。	対象要件	8/22 (火)
30	みなし大企業の規定のなかに「資本若しくは出資を有しない法人」とありますが、この法人に国や地方公共団体は含まれますか。	租税特別措置法施行令で規定する法人とは法人税法上の法人を指すものであり、国又は地方公共団体は法人税法上の法人に該当しないため、国又は地方公共団体は含まれません。	対象要件	8/22 (火)
31	社内の規定により、株主の個人情報（氏名・住所等）を「株主等報告書（別紙1）」に記載することができません。どのように申請すればよいですか。	「株主等報告書（別紙1）」はみなし大企業に該当するか否かを確認するための書類であるため、個人の株主については、総計して「株主の氏名又は名称」欄に「個人株主」と記載していただいて構いません。なお、この場合の「住所」欄は空白で結構です。	申請手続	8/22 (火)
32	支給対象外要件に「電力価格の高騰の影響に関し、申請施設について、支援金の支給の決定の日までに、国、府又は他の地方公共団体の補助金、助成金その他これらに類するものの支給の決定を受けていないこと」とありますが、申請施設で都市ガスを利用しているため、ガス小売事業者を介して、自動的にガス料金の負担軽減策の対象となっていますが、申請できますか。	支給対象外要件は「電力価格の高騰の影響に関し、(…略…)」と規定しています。ご質問の内容は、ガス料金に対する事業であり、当該対象外要件には該当しないため、申請できます。	対象要件	8/30 (水)
33	支給対象外要件に「電力価格の高騰の影響に関し、申請施設について、支援金の支給の決定の日までに、国、府又は他の地方公共団体の補助金、助成金その他これらに類するものの支給の決定を受けていないこと」とありますが、申請施設において、国(資源エネルギー庁)が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に市町村が独自で上乗せを行い、国の事業スキームと同様に小売電気事業者を通じて、自動的に電気料金の負担が軽減されていますが、申請できますか。	支給対象外要件は「申請施設について(…中略…)支給の決定を受けていないこと」であるため、当該対象外要件は「自ら制度に申請し、支給決定を受けたもの」を想定しています。ご質問の内容は、「自ら制度に申請」をしておらず、当該対象外要件には該当しないため、申請できます。	対象要件	8/30 (水)

大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
34	<p>支給対象外要件に「電力価格の高騰の影響に関し、申請施設について、支援金の支給の決定の日までに、国、府又は他の地方公共団体の補助金、助成金その他これらに類するものの支給の決定を受けていないこと」とありますが、令和4年4月から令和4年9月までを対象期間とする「電気料金支援」を目的とした他の地方公共団体が支給する補助金の支給決定を受けましたが、申請できますか。</p>	<p>この支給対象外要件は類似支援施策との重複支給を避けるためのものであり、ご質問の内容の補助金は本支援金と対象期間が異なるため、当該対象外要件には該当せず、申請できません。</p>	対象要件	8/30（水）